

熊本市事務分掌条例の一部改正について

熊本市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉局」を「健康福祉局
こども局」に改める。

第 2 条健康福祉局の項中第 4 号を削り、同項の次に次のように加える。
こども局

こどもに関すること。

第 2 条農水局の項中「農林水産業」を「農業及び水産業」に改め、同条都市建設局の項に次の 2 号を加える。

- (6) 緑地及び公園に関すること。
- (7) 林務に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

執行体制の再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。